（記載例1）新しい勤務先で残りの税額を徴収する場合
≪ 特 別 徴 収 継 続 ≫

※市町村処理欄	現年度	新年度

琴浦町長　様 年　月　日	（特別徴収義務者）給与支払者	所在地（住所）	鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2	特別徴収指定番号	100000000
		名称（氏名）	株式会社　琴浦町　㊞	担当者連絡先 所属	経理課給与係
				氏名	東伯　花子
		法人番号又は個人番号	1 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	電話番号	0858-52-XXXX

給与所得者	氏名	琴浦　太郎		給与の支払いを受けなくなった後の住所	東伯郡琴浦町大字赤碕1140番地1	個人番号
	受給者番号	123	生年月日 T.S.H ○元．1．1	退職した年の1月1日現在の住所	同上	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未収税額 （ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	退職時までの給与支払額	同期間の控除社会保険料額
円 36,000	6 月分から 1 月分まで 円 24,000	円 12,000	平成30 年 1 月 31 日	①．退　職 2．転　勤 3．休　職 4．長期欠勤 5．死　亡 6．その他	①．特別徴収継続　⇒　A欄へ 2．一括徴収　⇒　B欄へ 3．普通徴収　⇒　C欄へ	円 366,500	円 38,520

A. 特別徴収継続

（ウ）の未徴収税額を新しい勤務先が給与から徴収する

新しい勤務先		
	所在地	〒680-0011 鳥取市東町××－○○
	名　称	鳥取工業㈱
	電話番号	0857 － ○○ －××××

上記勤務先へ月割額　3,000　円を

1　月分より徴収するよう連絡済です。

※市町村処理欄　指定番号：

B. 一括徴収

（ウ）の未徴収税額を退職時に一括して徴収する。

徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 上記（ウ）と同額
．	円	円
．	円	

＿＿月分（　　月　　日納期）で納入

C. 普通徴収（一括徴収できない理由）

（ウ）の未徴収税額を本人が払う。

1　異動が12月31日までで、本人からの申出がないため。

2　1月1日以降の給与、退職手当が上記の（ウ）の未徴収税額以下のため。

3　死亡による退職のため。

新しい勤務先の所在地・名称を確認し、徴収する金額等を連絡してから記入してください。

◎特別徴収に係る給与所得者異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までに提出して下さい。
◎用紙が不足する場合は、コピーして使用してください。